

平成31年2月4日

事業者 各位

公益財団法人新潟県埋蔵文化財調査事業団

理事長 池田 幸博

発掘調査業務委託に係る特定共同企業体
入札参加資格審査申請書の提出について

平成31年度に発注予定の下記発掘調査業務委託について、特定共同企業体による入札参加を認めることとしましたので、特定共同企業体による入札参加を希望される場合は、必要書類をご提出ください。

ただし、入札は指名競争方式により行いますので、ご提出いただいても指名されない場合があることをあらかじめご了承ください。

なお、提出書類に関する情報は、当事業団が行う遺跡発掘調査業務委託に係る入札事務においてのみ使用し、他の用途に使用することはありません。

記

1 業務委託の概要

- (1) 委託業務名 上野遺跡Ⅲ 発掘調査作業及び関連諸工事業務委託
- (2) 調査場所 新潟県村上市 地内
- (3) 調査概要
 - ア 調査面積 6,000 m²
 - イ 調査体制 現場代理人 1人 現場世話人 3人
発掘調査員 7人
1日当たりの発掘作業員数 60人
- (4) 委託期間 平成31年4月1日から平成32年3月31日
- (5) その他 特定共同企業体のほか、単体企業も指名の対象とする。

2 特定共同企業体の要件

以下の要件をすべて満たす特定共同企業体であること。

- (1) 構成員の数は、3者以内であること。
- (2) 構成員の出資比率は以下のとおりとする。

ア 企業体代表者の出資比率は、他の構成員の出資比率と同一又はそれより大きいこと。

- イ 出資比率が最小の構成員の出資比率は、以下のとおりとする。
- (ア) 構成員の数が2者の場合 30%以上
 - (イ) 構成員の数が3者の場合 20%以上
- (3) 別紙「本発掘調査における民間調査組織導入に関する指針」の要件を具備していること。
- (4) 構成員が次に掲げる要件のすべてを満たすこと。
- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の11第1項において準用する同令第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - イ 本件委託業務に係る特定共同企業体の入札参加資格審査申請書を提出した日から本件委託業務の開札日までの間において、新潟県知事から指名停止措置を受けた（指名停止期間の一部が属する場合を含む。）者でないこと。
 - ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。（ただし、手続開始の決定後、新たに入札参加資格審査を受けて入札参加資格者名簿に登載された者又は入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）

3 必要書類の提出について

(1) 提出書類

- ア 特定共同企業体入札参加資格審査申請書
- イ 特定共同企業体協定書（写）
- ウ 特定共同企業体の「発掘調査担当者・発掘調査員・土木作業管理者名簿」（様式2-1）
- エ 特定共同企業体の「発掘調査担当者・発掘調査員の履歴」（様式2-2）
- オ 特定共同企業体の「土木作業管理者の履歴」（様式2-3）
- カ 特定共同企業体の「発掘調査担当者・発掘調査員の報告書執筆歴」（様式2-4）
- キ 特定共同企業体の「発掘調査担当者・発掘調査員の個人業績」（様式2-5）
- ク 暴力団等の排除に関する誓約書
- ケ 特定共同企業体の発掘調査担当者・土木作業管理者の「保険証（写）」又は、構成員との直接雇用が確認できる書類
- コ 特定共同企業体の土木作業管理者が有する以下の「資格証（写）」
 - ・ 建設業法第26条第1項に規定する主任技術者
 - ・ 地山掘削作業主任者
 - ・ 土止め支保工作業主任者

※ ただし、単体企業として、平成31年度発掘調査業務委託入札参加申込書を提出されている場合は、その構成員分の提出書類エ～コまでを省略することが

できます。

また、資格審査にあたり、上記提出書類の他に別途関係書類の提出を求める場合があります。

(2) 書類作成上の留意事項

別紙「記入要領」及び「本発掘調査における民間調査組織導入に関する指針」を参照してください。

(3) 提出期限

平成31年2月25日（月）午後5時まで

(4) 提出方法

下記担当へ紙媒体での送付または持参願います。

〒956-0845 新潟県新潟市秋葉区金津 93 番地 1

公益財団法人新潟県埋蔵文化財調査事業団

担当：総務課 星野

電話：0250-25-3981

FAX：0250-25-3986

メール：niigata@maibun.net

記 入 要 領

1 様式2-1「発掘調査担当者・発掘調査員・土木作業管理者名簿」

- (1) 受注時に現場へ配置可能な職員を記入する。
- (2) 「発掘調査担当者・発掘調査員・土木作業管理者」の要件は、別紙「本発掘調査における民間調査組織導入に関する指針」2による。
- (3) 「雇用形態」欄は、次の表から選んで記入する。

区 分	説 明
正社員	週38時間45分以上の執務を行い、健康保険・厚生年金に加入し、雇用保険被保険者資格取得届を行っている者をいう。指揮命令権は雇用会社にある。
派遣社員	労働者派遣法に基づき派遣元会社と労働契約を結び、派遣元会社が派遣先会社から請け負った業務を派遣先で行う者をいう。指揮命令権は派遣先会社にある。
契約社員	個人又は他社の社員が受け入れた会社と期間を定めた労働契約を結んでいる者をいう。指揮命令権は受入会社にある。
出向社員	在籍する会社の命令により、出向元会社の在籍のまま又は移籍して出向先から給与を受ける者をいう。指揮命令権は出向先にある。

- (4) 入札参加資格審査申請書提出後に、様式2-1「発掘調査担当者・発掘調査員・土木作業管理者名簿」の記載事項に追加又は変更があった場合は、その都度様式2-1(2)「発掘調査担当者・発掘調査員・土木作業管理者変更名簿」を提出すること。
その場合、追加又は変更する職員についてのみ記入すること。

2 様式2-2「発掘調査担当者・発掘調査員の履歴」の「発掘調査歴」欄右側(3段書のか所)は、次により記入する。

〔上段〕所属・身分等

記入例 「〇〇大学 学生」
「△△教委 主任」
「□□会社 調査係長」 など

〔中段〕該当するものに全て○を付ける。

〔下段〕該当するものに全て○を付ける。

3 様式2-4「発掘調査担当者・発掘調査員の報告書執筆歴」は、過去に執筆したものすべてを記入すること。

4 様式2-5「発掘調査担当者・発掘調査員の個人業績」は、過去の業績すべてを記入すること。

本発掘調査における民間調査組織導入に関する指針

平成16年3月24日

新潟県教育委員会教育長

1 趣 旨

この指針は、文化財保護法（以下「法」という。）、平成10年9月29日付け文化庁次長通知「埋蔵文化財の保護と発掘調査の円滑化等について（通知）」及び新潟県埋蔵文化財事務取扱要綱（平成13年3月31日制定 以下「県事務取扱要綱」という。）に基づき、土木工事等に伴う記録作成を目的とする本発掘調査において、埋蔵文化財の発掘調査事業を目的とする営利法人（以下「民間調査組織」という。）を導入する場合に必要な事項を定めるものである。

2 民間調査組織の要件

民間調査組織とは定款に発掘調査業務が明記され、かつ発掘調査について十分な資質を有する発掘調査担当者、発掘調査員及び土木作業管理者を常時雇用している営利法人とする。発掘調査担当者、発掘調査員及び土木作業管理者の要件は以下のとおりとする。

（1）発掘調査担当者

発掘調査担当者とは、考古学の専門的知識・調査技術の両面で調査の対象となる遺跡について発掘調査の実施に十分な能力と経験を有し、全体の作業を掌握して発掘調査の全工程を適切に進行させることができるとともに、新潟県教育委員会（以下「県教委」という。）発行の発掘調査報告書と同レベル程度の内容のものを適切に作成できる者とする。

原則として、次のいずれかに該当する者であること。

ア 法第99条の規定による通知や法第92条に基づく届出で、発掘調査担当者として県教委に受理された経験をもつ者であり、かつ過去に発掘調査担当者となった遺跡の調査を適切に完了している者とする。

ただし、県事務取扱要綱第8条の2による確認で、発掘調査担当者として適切でないと判断された場合はこの限りでない。

イ ア以外の者

1) 大学（4年制）若しくは大学院で考古学を専攻した者

卒業（修了）後、発掘調査担当者又は、発掘調査員として実質2年以上の発掘調査経験を有し、2冊以上の報告書主要項目（遺構、遺物、総括等とし、調査経緯、調査経過、遺跡の立地等は含まない。以下同じ。）の執筆歴がある者。

2) 1) 以外の者

発掘調査担当者又は発掘調査員として実質5年以上の発掘調査経験と、5冊以上の報告書主要項目の執筆歴がある者。

（2）発掘調査員

発掘調査員とは考古学の専門的知識・調査技術の両面で、調査の対象となる遺跡について発掘調査を実施する能力と経験を有し、発掘調査担当者の指示に基づき、発掘調査現場の作業を掌握して発掘調査を適

切に進行させることができるとともに、県教委発行の発掘調査報告書と同レベル程度の内容を有するものを適切に作成できる者とする。

原則として以下の要件を満たす者とする。

ア 大学（４年制）若しくは大学院で考古学を専攻した者

実質１年以上の発掘調査経験があり、報告書主要項目の執筆歴がある者。

イ ア以外の者

実質３年以上の発掘調査経験があり、２冊以上の報告書主要項目の執筆歴がある者。

（３）土木作業管理者

土木作業管理者とは、現場に常駐して全体の作業を掌握し、発掘調査担当者の指示に従って安全管理・危険防止・機械掘削・人力掘削等の指揮監督を行い、発掘調査を適切に進行させることができる者とする。

具体的には以下の資格を全て有する者とする。

- ・建設業法第26条第1項に規定する主任技術者の資格
- ・地山掘削作業主任者
- ・土止め支保工作業主任者

3 民間調査組織が留意すべき事項

（１）発掘調査担当者の変更

発掘調査は調査報告書の刊行をもって終了するものであることから、発掘調査から報告書作成までを同じ発掘調査担当者が行うことが望ましいものであり、特別な事情を除き発掘調査担当者の変更を行わないものとする。

（２）発掘調査担当者の複数担当

発掘調査担当者は現場に常駐し、全体作業を掌握して発掘調査の全工程を適切に進行させる必要があることから、原則として同一時期に複数の発掘調査や発掘調査と報告書作成業務を行わないものとする。ただし、発掘調査計画を対比した結果、複数の業務が適切に遂行できる場合はこの限りでない。

4 民間調査組織に求める書類

発掘調査の円滑な実施のため、適宜、次の書類の提出を求めることとする。

- ① 組織の概要（組織の発掘調査実績・報告書作成実績）【様式1】
- ② 発掘調査担当者・発掘調査員・調査補助員・土木作業管理者の他、各種資格保有者名簿及び経歴【様式2】
- ③ 調査方法・期間
- ④ 調査期間中における調査人員の配置状況
- ⑤ 調査経費及び積算根拠

5 民間調査組織を導入した際の遵守事項

適切な発掘調査の実施には、現地発掘作業終了時のみの確認作業では判断できないため、調査の各工程で細部にわたる徹底した管理を行うこととする。これは、調査終了後に記録類の不備等が確認されても、現地発掘作業をやり直すことができないという発掘調査が元来持ち合わせている特質のためであり、具体的な管理は以下のとおりとする。

(1) 管理監督

定期的に以下の管理を行うこととする。

- ア 包含層掘削や、遺構の検出・掘削が適切な方法で行われていること
- イ 遺物包含層と遺構の時代・時期が適切に捉えられていること
- ウ 写真・図面等の記録類が適切に作成されていること
- エ 各工程で調査遺跡の性格が適切に捉えられていること
- オ 安全管理が適切に行われていること

(2) 是正指示

現地発掘作業において上記の事柄が適切に行われていない場合は、速やかに是正を指示することとする。
このような指示の後においても、適切な発掘調査が実施されない場合は、発掘調査担当者の交代等、具体的な改善策を講じることとする。

なお、報告書の作成も同様に、適正な作成状況が認められない場合は、「記録保存のための発掘調査」という主旨から逸脱するため、作成のやり直しを指示することとする。

(3) 現地発掘作業の完了検査

定期的な管理により記録保存として十分な記録類が適切に作成され、調査の目的が達せられた場合に現地発掘調査作業が完了したものとする。

6 施行時期

この指針は、平成16年4月1日から施行する。

特定共同企業体入札参加資格審査申請書

平成 年 月 日

公益財団法人新潟県埋蔵文化財調査事業団
理事長 池田幸博 様

特定共同
企業体の名称

代表者 千
(構成員) 住 所
商号又は名称
代表者氏名 ⑩
連絡先電話
連絡先FAX

構成員 住 所
商号又は名称
代表者氏名 ⑩

構成員 住 所
商号又は名称
代表者氏名 ⑩

このたび、特定共同企業体を結成し入札に参加したいので入札参加資格の審査を申請します。

なお、特定共同企業体入札参加資格審査申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

資格審査を希望する業務委託の種類	発掘調査業務委託
対象業務(事業)名	上野遺跡Ⅲ発掘調査作業及び関連諸工事業務委託

記載事項

特定共同企業体の名称は、構成員の商号又は名称を必ず冠し、かつ「特定共同企業体」の文字を用いたものとする。

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、
を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、業務委託に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに代金(前払金及び部分払金を含む。)の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合等)

第8条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該業務委託について発注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

%

%

%

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参考のうえ構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに委託業務の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、委託業務の完了に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、業務委託の契約の履行及び下請契約その他の業務委託の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、
とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、業務委託完了の都度当該業務委託について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第 14 条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第 8 条に規定する割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第 15 条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(業務委託途中における構成員の脱退に対する措置)

第 16 条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が業務委託を完了する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち業務委託途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して業務委託を完了する。

3 第 1 項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第 8 条に規定する割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

第 16 条の 2 当企業体は、構成員のうちいずれかが、業務委託途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第 1 項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第 2 項から第 5 項までを準用するものとする。

(業務委託途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第 17 条 構成員のうちいずれかが業務委託途中において破産又は解散した場合には、第 16 条第 2 項から第 5 項までを準用するものとする。

(代表者の変更)

第 17 条の 2 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後のかし担保責任)

第 18 条 当企業体が解散した後においても、当該業務委託につきかしがあったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第 19 条 この協定書に定めのない事項については、運営員会において定めるものとする。

外 社は、上記のとおり特定共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書 通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

平成 年 月 日

特定共同企業体

代表者
(構成員)

(構成員)

(構成員)